

国民年金保険料の免除制度を知っていますか

国民年金第1号被保険者の21年度の保険料は月額14,660円です。納付が経済的に困難な場合は、申請により、審査の上で納付が免除または猶予される制度があります。

詳しくは、国民年金係または松山西社会保険事務所にお問い合わせください。

■免除制度

前年所得が一定額以下の場合

■若年者納付猶予制度

30歳未満で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

■学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合

■申請に必要なもの

年金手帳、印鑑（自署する場合は不要）、学生は学生証または在学証明書、退職または失業による場合は離職票・雇用保険受給者証など

免除などを受けた場合の追納制度もあります

保険料の免除制度の適用を受けた期間がある人は、全額納付した人より受け取る年金額が少なくなります。そこで免除から10年以内であれば、後から保険料を納付して年金額を増やせる「追納」という制度があります。

ただし適用を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。また原則として追納は過去の分から順に納めますが、「免除」の適用期間が「学生納付特例・納付猶予」より前だった場合は、どちらを納めるか選択できます。

【問い合わせ】

松山西社会保険事務所

☎(089)925-5105

住民福祉課 住民班 国民年金係

☎(0893)44-2111

「ごみゼロ」の町を目指そう

不法投棄やごみのポイ捨てはやめましょう

内子町では「エコロジータウン内子」をキャッチフレーズに、「ごみゼロ」の町を目指しています。皆さんの心掛けによって、少しずつきれいな町になっていると思いませんか。ところが、人目に付かない山道や河川などに目を向けてみると、今でもごみが捨てられているのを見かけることがあり、とても残念です。

軽い気持ちでのポイ捨てが、次から次へと不法投棄を招き、ごみの山になることはよくある話です。不法投棄は周辺住民に大きな迷惑をかけ、地域の環境を悪化させます。また、違法であり、罰則の対象となります。

わたしたちの町をもっと美しくするためにも、お互いが注意し合って、不法投棄やごみのポイ捨てをやめましょう。

【問い合わせ】産業建設課 環境整備班 環境係
☎(0893)44-2111



山林に不法投棄された家庭ごみ



役場前の歩道に捨てられた吸い殻